

新監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和3年10月1日

新潟市監査委員 高井 昭一郎
 同 伊藤 秀夫
 同 五十嵐 完二
 同 串田 修平

監査結果等に基づく措置

令和3年度第1期定期監査及び行政監査結果報告（令和3年7月2日新監査公表第3号）分

監査の結果等 (指摘・意見) 内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》</p> <p>東区プラザを利用する際の使用料の額は、「新潟市東区プラザ条例」に定められているが、営利目的かつ冷暖房機使用期間における使用料の額について、平成23年の同施設開設以降、長年に渡り同条例で定める方法とは異なる誤った方法で算定し、利用者より過大に徴収していた。なお、直近の5年間でその対象者数は約700者、またその金額は総額で約440万円に上る。</p> <p>東区プラザのホールや多目的ルームなどを利用する場合の使用料の額は、同条例別表2に定められており、宣伝、販売その他の営利の目的をもって利用する場合の使用料の額は、同表備考7にて、同表の表及び備考3から備考6までに定める額（以下「通常の使用料」という。）の200%に相当する額、また冷暖房機を使用する期間（6月15日から9月30日まで及び11月15日から4月10日まで）の使用料の額は、同表備考8にて、通常の使用料にその30%を加えた額と定められている。よって、営利目的かつ冷暖房機使用期間における利用に対しては、本来であれば通常の使用料の230%に相当する額を利用者から徴収すべきところ、その算定方法を誤認し、通常の使用料の260%に相当する額を利用者から徴収していた。</p> <p>本件事案は、条例に定められた使用料の額の算定方法を、長年に渡り誤って運用してきたことにより、多くの市民や団体に多大な損害を与えた極めて不適切なものである。平成23年3月の同条例制定時の確認不足は言うまでもなく、同年9月の東区プラザ開設時や、平成24年の公共施設予約システム導入時など、これまでに使用料の額の根拠を確認すべき機会は複数回あったにもかかわらず、その確認を怠り、前例を鵜呑みにしてきた東区役所地域課の関係職員の責任は重いといわざるを得ない。</p> <p>東区プラザは、令和3年度より東区役所総務課が所管しており、本件事案が判明して以降、既に使用料の額を本来の額に改めるとともに、過大に使用料を徴収してきた市民や団体に対する返還に向け対応しているが、これまで所管してきた東区役所地域課とも連携し、可及的速やかに与えた損害を回復するよう努めなければならない。本件事案においては、地方自治法上の時効が5年であること、また当該事務に係る文書の保存期間が5年であることから、それ以前のもを返還することは困難ではあるものの、国家賠償法に基づく損害賠償請求権の時効は20年であり、本件事案はその請求の対象となり得ることからも、同法に基づく請求があった場合には真摯に対応する必要がある。</p> <p>さて、本件事案については、最初に誤った措置が取られてから、事案として明らかとなるまでに約10年の期間を要した。直接の被害者は施設利用者たる市民等であり、誤った措置が継続かつ長期に及んだことが本件事案の特徴である。一般論として、運用の仕方が定着しているものについて誤りを発見することが困難であることは、本件事案の経緯からも窺い知ることができ。このように、この種の誤りは、誤った措置が長期に継続しがちであり、それに伴い、地方自治法上の時効にかかるケースが発生し、さらに国家賠償法に基づく損害賠償請求の可能性とこれに対する対処困難性（文書の保存期間経過による）が懸念される事態に至るという特徴を持ち、発覚しないまま時間がたてばたつほどその結果が着実に重大化する。こうしたことから得られる教訓としては、第一に、料金徴収事務のような、条例に於てはめて計算する事務については、極力最初の段階でミスが発生を防止するように二重・三重のチェックを経るなど慎重にすべきだということであり、第二に、他の施設の使用料の計算など現に安定的に運用されている事務においても、安易に前例を踏襲するだけでなく、ときに疑念をもって原則に立ち返り、時宜を得てその根拠を再確認し、法令等を遵守した業務の執行を徹底する必要があるということである。関係課に対しては、こうした教訓を踏まえて適切に業務に精励することで、失った市民の信頼回復に努めるよう求めるものである。</p> <p>【合規性】</p>	<p>東区役所 総務課・地域課</p>	<p>指摘事項についての対応として、下記の2事項を実施</p> <p>①判明した翌日の令和3年4月7日より、適正な計算に基づく使用料に修正した。</p> <p>②過大に徴収してきた使用料について、地方自治法の規定に基づき、過去5年分を還付するため、令和3年5月28日付けで還付通知を対象者に送付し、還付申請書が提出されたものから順次還付を行っている。</p> <p>(令和3年4月7日～)</p>	<p>再発防止策として、下記の事項を実施する。</p> <p>①料金徴収のような事務については、運用を開始する最初の段階や公共施設予約システム導入時等の機会を捉えダブルチェックを徹底する。</p> <p>②現に行っている事務についても、これまでの処理方法や運用を安易に踏襲することなく、法令に照らし、適切な取り扱いを行うよう点検する。</p> <p>(令和3年4月7日～令和3年8月31日)</p>